四　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

五　当該雇入れの日前三年の間に、当該雇入れを行つた事業所において、第一号の試行的に雇用された労働者のうち、引き続き継続して雇用する労働者として雇い入れられたものの数等から判断して、第一号の目的に照らして適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

六　当該雇入れに係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

七　第一号に該当する雇入れに係る者一人につき月額四万円（同号ホに該当する雇入れに係る者一人につき三箇月（同号ホに該当する雇入れに係る者にあつては、十二箇月）までの支給に限る。）

第百二十条及び第百二十条の二中「、第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に、「両立支援助成金」を「両立支援等助成金」に、「及び中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金及び障害者トライアル雇用奨励金」を「、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金及び障害者トライアル雇用奨励金」に改める。

第百三十三条第一項第一号ハに次のように加える。

(3)　キャリアアップ計画及び派遣元事業主と派遣先の事業主（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主をいう。以下この項において同じ。）とが共同して作成する有期実習型訓練実施計画（有期実習型訓練に係る計画をいう。）に基づき、当該派遣元事業主が雇用する紹介予定派遣（労働者派遣法第二条第六号に規定する紹介予定派遣をいう。以下この項において同じ。）に係る派遣労働者であつて、対象職業能力形成促進者であるものに、有期実習型訓練を受けさせる当該派遣元事業主（当該有期実習型訓練の期間、当該対象職業能力形成促進者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）又は当該派遣先の事業主であること。

第百三十三条第一項第二号中「及びロ」を「からニまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ　前号ハ(3)に該当する派遣元事業主又は派遣先の事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた紹介予定派遣に係る派遣労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　百時間未満　七万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、十万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、二十万円）

(iii)　二百時間以上　二十万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、三十万円）

(2)　有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が受けさせる座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数に五百円（中小企業事業主にあつては、八百円）を乗じて得た額

ニ　前号ハ(3)に該当する派遣先の事業主　対象者一人につき、一の有期実習型訓練（実習に限る。）の実施時間数に七百円を乗じて得た額

第百三十八条第三号中「又は事業主団体」を削り、「両立支援助成金（第百三十九条第三項の育児休業者職場復帰プログラム又は同条第四項の介護休業者職場復帰プログラムについての助成に係るもの」を「両立支援等助成金（第百三十九条第一項に規定するポジティブ・アクション能力アップ助成金」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

（両立支援等助成金）

第百三十九条　第百三十八条第三号の両立支援等助成金として、ポジティブ・アクション能力アップ助成金を支給するものとする。

2　ポジティブ・アクション能力アップ助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　次のいずれにも該当する事業主

イ　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情の改善を目的として行う措置に関する目標値を定め、公表した事業主

ロ　その雇用する労働者に対し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情の改善を目的として行う措置としての研修の計画を作成及び実施し、かつ、イの目標値を達成した事業主

二　一の事業所につき十五万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

第百三十九条の三及び第百三十九条の四中「両立支援助成金」を「両立支援等助成金」に改める。

第百四十四条の二第二項中「並びに第百十八条の三第四項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イ」を「、第百十八条の三第二項第一号イ、第四項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ、第六号イ、第七号イ及び第八号イ並びに第六項第一号並びに附則第十七条の四の四第一項第一号」に改め、「、第百十八条の三第二項第一号イ並びに附則第十七条の四の四第一項第一号」、「公共職業安定所」又は」及び「「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は」を削る。

附則第十七条の四の四第一項第一号中「公共職業安定所」の下に「又は職業紹介事業者（障害者初回雇用奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）」を加える。

附則第十七条の六中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十七条の八中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の九を削る。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号ロ中「及び」を「又は」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　次のいずれかに該当する建設労働者の技能の向上のための実習（以下「技能実習」という。）を行う中小建設事業主等であること。

(1)　次のいずれにも該当するものであること。

(i)　技能実習の内容が建設工事における作業に直接関連するものであること。

(ii)　技能実習の指導員が当該技能実習の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許（職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許をいう。以下同じ。）を有する者、一級の技能検定（職業能力開発促進法第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。）に合格した者その他これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であること。